

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会
会費減額申請資格基準

この基準において、運営規則第9条の対象とする場合は、次の各号に定める者とする。

- (1) 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和33年神奈川県教育委員会規則第7号以下「規則」という。）第8条第1項の規定により授業料等が免除される者
- ① 経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受けたこと、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、保護者等の市町村民税の所得割が51,300円未満となる者
 - ② 生活保護法（平成25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
 - ③ 生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者
- (2) ① 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第8条第3項の規定により授業料等を免除される者
- ② 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

（改廃）

この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。